

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公 印 省 略)

県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底
について (通知)

このことについて、令和3年8月24日付け、保学第61号により対応いただいているところですが、このたび、岡山県のまん延防止等重点措置が9月30日で解除されることとなり、本県の感染状況が「ステージⅡ」に引き下げられたこと等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の行動基準も、10月1日から「レベル2」に引き下げられることとなりました。

しかしながら、現在の感染の主流とされる変異株は、依然として児童生徒等へも感染力が強い可能性があることから、これまで取り組んできた基本的な感染症対策を徹底しながら、気を緩めることなく危機意識を持つことが重要であります。

部活動の取扱いについては、10月1日から次のとおりとしますので、引き続き、適切に対応願います。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

記

1 通常の活動

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討すること。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、練習開始時の集団走でのかけ声など、近距離でのかけ声や向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討すること。

2 対外試合等

(1) 対外試合や合宿等の実施

複数校の集まる試合等で集団感染が発生していることや、バス等での集団移動時の会話や飲食等により感染リスクが高まることなどから、対外試合や合宿等の実施については慎重に検討すること。

なお、県外との交流（県外からの招聘も含む。）については、自粛すること。

(2) 大会や演奏会等への参加

大会や演奏会等への参加に当たっては、「部活動の大会や演奏会等への参加に係る留意事項」（令和2年12月22日付け、保学第64号）を遵守し、感染症対策に万全を期すこと。

なお、県外の大会や演奏会等への参加については、十分な感染症対策が講じられている公式戦等（全国・中国大会等）への参加を除き、自粛すること。

3 特に注意が必要な場面

(1) 飲食の場面

活動時間内の休憩時や活動時間の前後において、生徒同士や教職員との飲食の場面で感染が疑われる事例が多数発生していることから、活動時間の工夫等により、飲食の場面を作らないようにすること。水分補給等の場合は、会話を控えるなどの工夫をすること。

(2) 更衣の場面

部室での会話（密閉空間における近距離での会話）により、濃厚接触者に特定された事例もあることから、部室や更衣室等を利用する際にも必ずマスクを着用し、外す場合は会話をしないこと。また、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。

(3) 帰宅途中の飲食場面

部活動終了後の帰宅途中にコンビニエンスストア等に立ち寄り、集団で飲食する場面も見られることから、校外においても、(1)及び(2)の対応を踏まえ、十分に注意すること。

4 マスクの着用

マスクの着用については、「熱中症事故の防止について」（令和3年6月2日付け、保字第43号）を遵守し、感染症対策に万全を期すこと。

運動時は、身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

合唱時は、原則マスクを着用することとし、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場合での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月15日付け、保健第281号）を踏まえて、感染症対策を徹底すること。

なお、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、合唱時等を含めて、マスクの着用時は、生徒等の体調の変化に注意し、教員は適切な声かけ等を行い必要に応じて他の生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

【本件問合せ先】

(運動部活動に関すること)

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班

電話：(086) 226-7592

(文化部活動に関すること)

岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班

電話：(086) 226-7596